

## ⇨ 非居住者に対する役務の提供

**Q** : 消費税では、非居住者に対する役務の提供は免除になるそうですが、すべての取引について免除されるのですか？

**A** : 一定の取引については免除されません。

### 【解説】

消費税では、役務の提供のうち非居住者に対するものは輸出免税の適用があります。

しかし、すべての取引に対して輸出免税の適用があるかという点、そうではなく、その役務の提供を受ける非居住者が、国内において直接便益を享受するものの提供—たとえば国内でのホテルの宿泊料など—については対象にならないこととされています。

具体的には、次のようなものがこれに該当します。

- ① 国内に所在する資産にかかる運送や保管
- ② 国内に所有している建物等の管理や修繕
- ③ 建物の建築請負
- ④ 理容又は美容
- ⑤ 医療又は療養
- ⑥ 鉄道、バス等による旅客の運送
- ⑦ 劇場、映画館等の興行場における観劇等の役務の提供
- ⑧ レストラン等における飲食
- ⑨ 国内間の電話、郵便
- ⑩ 日本語学校における語学教育等にかかる役務の提供

